

特許料等の軽減制度の改定について

- ◆ これまで一部の中小企業のみが対象だった特許料等の軽減措置が、すべての中小企業を対象として拡充されました。
- ◆ 証明書類などの提出が必要なく、簡単な手続きで申請できます。
- ◆ 施行日は平成31年4月1日。

	従前		改定後
対 象	赤字企業、研究開発型企业などの 限定制限あり	➔	すべての中小企業
手 続	証明書類の作成・提出	➔	簡素化 (証明書類不要)
審査請求料金 (平均的なケース)	約16万円(軽減前) (平成31年4月1日以降の出願の場合)	➔	約8万円
特許料・維持年金 (平均的なケース)	約40万円(軽減前) (10年間権利を維持した場合)	➔	約20万円
国際出願料金	約20万円(軽減前)	➔	約10万円

料金軽減制度の詳細につきましては、長野県知財総合支援窓口へお問い合わせください。

■ 中小企業等の種別に応じた措置内容の概要

減免対象者	措置内容
中小企業 ^{※1} 、個人事業主、組合、NPO法人 ※1 従業員数要件または資本金額要件を満たす会社 (例えば、製造業は従業員300人以下または資本金3億円以下。)但し、大企業の子会社は除きます。	<<特許>> ・審査請求料：1/2に軽減 ・特許料(第1~10年分)：1/2に軽減 ・国際出願に係る手数料：1/2に軽減
中小ベンチャー企業 ^{※2} (法人・個人事業主) ※2 設立後10年未満で、資本金3億円以下の法人	<<特許>> ・審査請求料：1/3に軽減 ・特許料(第1~10年分)：1/3に軽減 ・国際出願に係る手数料：1/3に軽減
小規模企業 ^{※3} (法人・個人事業主) ※3 従業員20人以下	

■ 出願審査請求料・特許料の軽減申請方法

- ・軽減申請は、「出願審査請求書」または「特許料納付書」の提出と同時に行います。
- ・提出書類の【手数料(又は特許料等)に関する特記事項】に、「軽減を受ける旨及び軽減申請書の提出を省略する旨」と記載します。証明書類を提出する必要はありません。

■ 新減免制度の適用対象

- ・2019年4月1日以降に出願審査請求・国際出願を行う案件が対象となります。